<u>被保険者代理特約</u> 中途付加のしおり・約款



くも く じ>



被保険者代理特約中途付加のしおり

被保険者代理特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ページ

個人情報保護に関する基本方針 ……3ページ



約 款

▶ 特約中途付加についての大切な事項を記載しております。
必ずご一読いただき、保険証券とあわせて保管してください。



2020/4月

(**個**H-20-01 2020.1.27)

▋被保険者代理特約

受取人が保険金などを請求できない場合、受取人に代わってあらかじめ指定した被保険者代理人が、保険金などの請求を行うことができます。

●被保険者代理人による代理請求ができる場合

- ・被保険者が、傷害または疾病等により保険金などを請求する意思表示ができないとき
- ・被保険者が、がんなどの病名を知らされていないため、保険金などの請求ができないとき等
- その他上記に準じる状態であると当社が認めるとき
- ●被保険者代理人による代理請求の対象となるもの(被保険者が受取人となるものに限ります)

被保険者代理人は次の保険金・年金・給付金などを請求することができます。

- ・被保険者が受取人となる医療給付などの生前給付(入院給付金・介護保険金など)
- ・被保険者とご契約者が同一人である場合のご契約者が受け取ることとなる給付(生存給付金・配当金など)(※)
- ・被保険者が受取人に指定されている給付(満期保険金・年金など)
- ・被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除(※)

(※)保険契約者代理特約が付加されていない場合のみ。

被保険者代理人について

被保険者代理人は1名とし、保険金などの請求時において、次のいずれかに該当する必要があります。	
	険者の戸籍上の配偶者、直系血族 険者の兄弟姉妹(兄弟姉妹がいない場合は甥姪)
□ 被保险	険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族以外の方で、 当社が認める方
	食者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方であり、かつ当社が認める方 也上記と同等の事情があるとして当社が認める方



- ●被保険者代理人からの請求に基づいて、保険金などをお支払いした場合、そのお支払 い後に被保険者や他の代理人等から同一の保険金などの請求を受けても、重複してお 支払いしません。
- ●被保険者代理人からの請求に基づいて、該当の保険金などをお支払いした場合、当社から改めて被保険者にその旨のご連絡はいたしません。したがって、保険金などが支払われたことについて被保険者代理人しか了知しない状況で、以後の契約内容(保険金額など)が変わることや、ご契約が消滅することがあります。
- ●保険金などをお支払いした後に、ご契約者(被保険者)から契約内容についてご照会があったときは、ご契約者(被保険者)に保険金などをお支払済みである旨を回答させていただくことがあります。
- ・被保険者代理人は、「ご契約者(ご契約者と被保険者が別人である場合のみ)またはご家族登録サービスで登録いただいたご家族」の中から1名を指定いただけます。この特約を中途付加するにあたって、ご契約者以外の方を指定する場合は、原則ご家族登録サービスへのお申込みが必要です。
- ・ご契約者は被保険者の同意を得て、当社が承諾した場合に被保険者代理人を変更することができます。また被保険者代理人が不要となった場合は指定を取り消すことができます(この特約の解約は、お取り扱いできません)。
- ・保険金などの円滑な請求のためにも、ご契約者から被保険者代理人に、事前に契約内容などをご説明ください。また、被保険者が死亡された後も被保険者代理人は、被保険者の法定相続人である場合に限り、引続き保険金等の受取人の代理人として保険金などを請求することができますので、ご契約者から被保険者および被保険者代理人にご説明ください。
- ・保険金などの請求があったことを、被保険者(ご契約者)が知る可能性がある具体的な事例は次のようなものです。
- ・ご契約者(被保険者)が当社に契約内容の照会をされた場合
- ・銀行口座の通帳等で保険料の払込額が減少したことを知る場合
- なお、保険金などの請求をされた後で、被保険者(ご契約者)からの照会を受けたときは、当社は直接回答せず被保険者代理人に連絡をとらせていただくことがありますのでご了承ください。

■個人情報保護に関する基本方針

当社は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護およびお客さまの信頼を第一に考え、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます。)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)、その他の法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の指針を遵守して、機密性・正確性を保持する等、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

1 個人情報の利用目的

- 当社は、個人情報を以下の目的を達成するために必要な範囲にのみ利用させていただき、それ以外の目的には利用いたしません。
 - 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
 - ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供(※)、ご契約の維持管理
 - ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - その他保険に関連・付随する業務

ただし、マイナンバー(個人番号)につきましては、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。

- 保険取引に関する支払調書作成事務
- •報酬、料金等の支払調書作成事務
- 不動産の使用料等の支払調書作成事務
- その他、当社が法令に基づいて行う個人番号関係事務等
- 利用目的が法令により限定されている場合について 個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則に基づき、返済能力の調査に利用目的が限定されています。また、保健医療等の「機微(センシティブ)情報」については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

2 個人情報の収集方法

● 当社は、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・ 職業・健康状態等の個人情報を、申込書・請求書・アンケート等の適正な手段で収集させていただ きます。

3 個人データの提供

- 当社は、個人データを機密情報として厳正に管理し、次の場合を除き、直接・間接を問わず、第三者に提供いたしません。
 - a. あらかじめ本人の同意を得た場合
 - b. 個人情報保護法、番号法、その他の法令に基づく場合
 - c. 個人情報保護法に従ってお客さまの個人情報の共同利用を行う場合
 - ・生命保険協会等との個人データの共同利用のお取扱いについて 当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確 実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内 容登録制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情 報を特定の者と共同して利用しております。当社は、業務の健全かつ適切な運営および保険 募集の公正を確保し、保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発達に資する よう、「募集人登録情報照会制度」、「合格情報照会制度」、「廃業等募集人情報登録制度 及び代理店廃止等情報制度」、「変額保険販売資格者登録制度」に基づき、募集人等に関す る所定の情報を特定の者と共同して利用しております。
 - ・当社子会社との共同利用について 当社は、メディケア生命保険株式会社、その他事業報告書等に記載されている当社の子会社

との間で、個人データを共同利用します。

- d. 適切な安全管理に基づいて、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、生命保険に関わる確認業務、情報システムの保守、運送、印刷等の各種業務において、個人情報の取扱いの一部または全部を外部委託する場合があります。外部委託を行う場合、外部委託先における個人情報の安全管理について適切に監督します。
- e. その他個人情報保護法に基づきお客さまの個人情報を提供することが認められている場合 お客さまの個人番号については、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

4 個人データの安全管理措置

- 当社は、漏えい・滅失・き損・不正アクセスの防止その他の個人データの安全管理のために、適正な情報セキュリティを確立し、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- 当社は、個人データの安全管理に関し、取得・利用・保管・送付・廃棄等、管理段階ごとに社内規定を整備のうえ、定期的に教育する等により、従業者に周知徹底いたします。
- 当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。
- 個人データの安全管理措置は、定期的に見直し、改善してまいります。

5 個人情報のお取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望の窓口

● 当社は、個人情報のお取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望に適切かつ迅速に対応いたします。 下記のくお問合せ先>までお申し出ください。

6 個人情報保護法に基づく保有個人データの開示等に関するご請求

● 個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正または利用停止等に関する ご請求については、下記のくお問合せ先>までお申し出ください。なお、利用目的の通知、開示請 求については別途ご案内する所定の手数料をいただきます。

くお問合せ先>

スミセイコールセンター

000120-506081

< 受付時間> 月~金曜日…午前9時~午後6時 土曜日……午前9時~午後5時 (日・祝日・12/31~1/3を除く)

7 当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

● 当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、 対象事業者の個人情報のお取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<認定個人情報保護団体のお問合せ先>

- 一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所
- ●ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/
- ●本方針は個人情報保護法、その他関係法令、およびガイドライン等に基づき当社ホームページで継続して公表しております。本方針は今後の安全管理上の技術向上などを反映し適宜変更する場合があります。変更内容はホームページ上で公表いたします。
- (※)「関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供」、「お客さま種類ごとの利用目的の例示」、「従業員等の個人情報の利用目的」、「再保険を行う場合の個人データのお取扱い」ならびに「当社の企業保険商品にご加入のお客さまへのご案内」等、本方針の詳細は当社ホームページをご覧ください。

(https://www.sumitomolife.co.jp)

約

款

■約款は、ご契約者と保険会社との契約内容を 記載したものです。

くく読み方について>>

本文中、「①」・・「第1項」

「1」・・・「第1号」

被保険者代理特約 目次

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる保険金等
- 第3条 被保険者代理人による保険金等の請求
- 第4条 被保険者が死亡した場合の保険金等の請求
- 第5条 被保険者代理人の変更および指定の撤回
- 第6条 告知義務違反による解除等の通知
- 第7条 特約の解約
- 第8条 主約款等の代理請求に関する規定の不適用
- 第9条 主約款の準用
- 第10条 保険金等の受取人が法人に変更される場合の 特則

- 第11条 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定 期保険(98)等の場合の特則
- 第12条 主契約が5年ごと利差配当付連生終身保険等 の場合の特則
- 第13条 主契約が5年ごと利差配当付こども保険等の 場合の特則
- 第14条 保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の 場合の特則
- 第15条 主契約等に保険契約者代理特約が付加されて いる場合の特則

被保険者代理特約

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条(特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金等(以下「保険金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付^[1] のうち、次に定めるものとします。ただし、すえ置いて受け取る方法が選択されたことによりすえ置かれた給付を除きます。

- 1. 被保険者が受け取ることとなる給付[2]
- 2. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条(被保険者代理人による保険金等の請求)

- ① 次のいずれかの事情があるために保険金等の受取人が保険金等を請求できないときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人^口が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - 1. 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと
 - 2. 傷病名の告知を受けていないこと
 - 3. その他第1号および前号に準じた会社が認める状態であること
- ② 被保険者代理人が前項の請求を行う場合、被保険者代理人は請求時において次のいずれかに該当することを要します。
 - 1. 次の範囲内の者
 - イ. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ロ. 被保険者の直系血族
 - ハ. 被保険者の兄弟姉妹[2]
 - ニ. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - 2. 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者に限ります。

第2条補則

- [1]社員配当金、および主契約の高度障害保険金等の給付が支払われるときにその給付の受取人に支払われる特約の保険料積立金等を含みます。以下同じ。
- [2]被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付、および被保険者が受取人に指定されている給付を含みます。

第3条補則

- [1]被保険者代理人は1人とします。以下同じ。
- [2] 兄弟姉妹がいないときは甥姪とします。

- イ、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前号ニに掲げる以外の者
- ロ. 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
- ハ、その他前イおよび口に掲げる者と同等の特別な事情がある者
- ③ 第1項および前項により、被保険者代理人が保険金等を請求するときは、会社所定の請求書およびその請求手続き に必要な書類^[3]を会社に提出してください。
- ④ 第1項から前項までにより、保険金等が被保険者代理人に支払われた場合には、その支払い後にその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、被保険者代理人としての取扱いを受けることができません。
 - 1. 故意に保険金等の支払理由[4]を生じさせた者
 - 2. 故意に保険金等の受取人を第1項第1号または第3号に定める状態[5]に該当させた者
- ⑥ 第3項の請求に際して、前項の事由に該当する可能性がある場合は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険金等の支払いの時期・場所等に関する規定における保険金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合の取扱いに準じて取り扱います。
- ⑦ 前項または主約款に定める事項の確認に際し、被保険者代理人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[6]は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。

第4条(被保険者が死亡した場合の保険金等の請求)

- ① 被保険者が死亡した後も、被保険者代理人は、被保険者の法定相続人である場合に限り、引き続き保険金等の受取 人の代理人として保険金等^[1]を請求することができます。
- ② 前項により保険金等[1]が被保険者代理人に支払われた場合には、その支払い後にその保険金等[1]の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ③ 故意に保険金等の支払理由^[2]を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、被保険者代理人としての取扱いを受けることができません。

第5条(被保険者代理人の変更および指定の撤回)

- ① 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、被保険者代理人を変更することができます。
- ② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、被保険者代理人の指定を撤回することができます。

第6条(告知義務違反による解除等の通知)

主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主約款または主契約に付加されている特約に定める通知先のほか、被保険者代理人に通知することがあります。

第7条(特約の解約)

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第8条(主約款等の代理請求に関する規定の不適用)

主約款または主契約に付加されている特約の適用に際しては、所定の者が高度障害保険金、介護保険金、リビング・ニーズ保険金または特定疾病保険金^[1]の受取人の代理人としてこれらの保険金を請求できる旨の規定は適用しま

第3条補則

- [3] 請求権者であることを証する書類、保険金等の支払理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。
- [4]保険料の払込免除の理由を含みます。
- [5]第3号については、第1号に準じた状態に限ります。
- [6]会社の指定する医師による必要な診断を得ることに応じなかったときを含みます。

第4条補則

- [1]被保険者の相続財産となるものに限ります。
- [2]保険料の払込免除の理由を含みます。

第8条補則

[1]いずれも同様の給付を含み、給付の名称の如何を問いません。

第9条 (主約款の準用)

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

第10条 (保険金等の受取人が法人に変更される場合の特則)

保険契約者および死亡保険金等^[1]の受取人^[2]がいずれも同一法人に変更される場合は、被保険者代理人の指定は撤回されるものとします。

第11条(主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)等の場合の特則)

この特約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)、5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険または新生存給付金付定期保険に付加されている場合において、婚姻時の特別取扱いにより被保険者が変更されたときは、被保険者代理人の指定は撤回されるものとします。この場合、保険契約者は新たな被保険者代理人を指定してください。

第12条(主契約が5年ごと利差配当付連生終身保険等の場合の特則)

この特約が5年ごと利差配当付連生終身保険または連生終身保険に付加されているときは、次に定めるところによ)ます。

- 1. 第1条(特約の締結)の適用に際しては、「被保険者(以下「被保険者」といいます。)」を「第1被保険者および第2被保険者(以下それぞれ「第1被保険者」、「第2被保険者」といいます。)」と読み替えます。
- 2. 第2条(特約の対象となる保険金等)の適用に際しては、「被保険者」を「第1被保険者または第2被保険者」 と読み替えます。
- 3. 第3条(被保険者代理人による保険金等の請求)の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - イ. 第1項にかかわらず、第1被保険者と第2被保険者の被保険者代理人は、それぞれ第2被保険者、第1被保険者とします。
 - ロ. 第2項の適用に際しては、「被保険者」を「その被保険者」と読み替えます。
- 4. 第4条(被保険者が死亡した場合の保険金等の請求)の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - イ. 第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
- ① 第1被保険者または第2被保険者が死亡した後も、被保険者代理人は、その被保険者の法定相続人である場合に限り、引き続き保険金等の受取人の代理人として保険金等(その被保険者の相続財産となるものに限ります。以下本条において同じ。)を請求することができます。
- ロ. 第3項の適用に際しては、「被保険者」を「その被保険者」と読み替えます。
- 5. 第5条(被保険者代理人の変更および指定の撤回)の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - イ. 第1項は適用しません。
 - ロ. 第2項の適用に際しては、「被保険者の同意を得て」を「第1被保険者および第2被保険者の同意を得て」と 読み替えます。

第13条(主契約が5年ごと利差配当付こども保険等の場合の特則)

- ① この特約が5年ごと利差配当付こども保険、5年ごと利差配当付教育保険、新教育保険または教育保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
 - 1. 第2条(特約の対象となる保険金等)第1号および第2号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - 1. 保険契約者が受け取ることとなる給付
 - 2. 保険料の払込免除
 - 2. 第3条(被保険者代理人による保険金等の請求)第2項の適用に際しては、「被保険者」を「保険契約者」と読み替えます。
- ② この特約が5年ごと利差配当付こども保険に付加されているときは、次に定めるところにより取り扱います。ただし、保険契約者および指定承継人が同一人である場合を除きます。
 - 1. 第3条(被保険者代理人による保険金等の請求)第1項にかかわらず、被保険者代理人は指定承継人と同一人とします。
 - 2. 第5条(被保険者代理人の変更および指定の撤回)第1項は適用しません。

補 則 欄

第10条補則

- [1]給付の名称の如何を問いません。
- [2]死亡保険金等の一部の受取人を含めます。

- ③ この特約が5年ごと利差配当付教育保険、新教育保険または教育保険に付加されているときは、次に定めるところにより取り扱います。ただし、保険契約者および指定養育資金受取人が同一人である場合ならびに指定養育資金受取人が指定されていない場合を除きます。
 - 1. 第3条(被保険者代理人による保険金等の請求)第1項にかかわらず、被保険者代理人は指定養育資金受取人と同一人とします。
 - 2. 第5条(被保険者代理人の変更および指定の撤回)第1項は適用しません。

第14条(保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則)

この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第1条(特約の締結)の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第1条(特約の締結)

この特約は、保険契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得て、保険契約者の申出により、3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める契約(以下「基本取扱契約」といいます。)に付加して締結します。

- 2. 第2条(特約の対象となる保険金等)の適用に際しては、「主契約および付加されている特約」を「基本取扱契約に付加されている特約」と、「社員配当金、および主契約の高度障害保険金等の給付が支払われるときにその給付の受取人に支払われる特約の保険料積立金等を含みます。以下同じ。」を「社員配当金等を含みます。以下同じ。」と読み替えます。
- 3. 第3条(被保険者代理人による保険金等の請求)第6項の適用に際しては、「主契約の普通保険約款(以下「主 約款」といいます。)」を「主約款」と、「保険金等の支払いの免責事由」を「保険金の支払いの免責事由」と読 み替えます。
- 4. 第6条(告知義務違反による解除等の通知)の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第6条(告知義務違反による解除等の通知)

基本取扱契約にこの特約が付加されている場合において、基本取扱契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、基本取扱契約に付加されている特約に定める通知先のほか、被保険者代理人に通知することがあります。

第15条(主契約等に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則)

- ① 主契約に保険契約者代理特約が付加されているときは、次に定めるところによります。
 - 1. 第2条 (特約の対象となる保険金等) の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2条(特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金等(以下「保険金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付(社員配当金、および主契約の高度障害保険金等の給付が支払われるときにその給付の受取人に支払われる特約の保険料積立金等を含みます。以下同じ。)のうち、被保険者が受け取ることとなる給付(被保険者が受取人に指定されている給付を含みます。)とします。ただし、すえ置いて受け取る方法が選択されたことによりすえ置かれた給付を除きます。

- 2. 主契約が5年ごと利差配当付こども保険、5年ごと利差配当付教育保険、新教育保険または教育保険の場合、主 契約に保険契約者代理特約が付加された時からこの特約は消滅します。
- ② 3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に保険契約者代理特約が付加されているときは、次に定めるところによります。
 - 1. 第2条 (特約の対象となる保険金等) の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2条(特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金等(以下「保険金等」といいます。)は、基本取扱契約に付加されている特約の給付(社員配当金等を含みます。以下同じ。)のうち、被保険者が受け取ることとなる給付(被保険者が受取人に指定されている給付を含みます。)とします。ただし、すえ置いて受け取る方法が選択されたことによりすえ置かれた給付を除きます。

2. 第14条 (保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則) 第2号は適用しません。